

E メールニュース「みやぎの九条」 NO.314

2020 年 1 月 15 日発行／みやぎ憲法九条の会

Home Page <http://miyagi9jou.sakura.ne.jp/>

「3000 万人署名」九条の会連絡会の集約は 38,764 筆

2019 年 12 月 27 日現在 宮城県内 9 条の会連絡会

前回報告より変化せず 38,919 筆です。なお、九条の会以外の団体では 182,350 筆の到達であり、合計で 221,269 筆になっています。3000 万筆めざしてがんばりましょう。

STOP！改憲発議「改憲発議に反対する全国緊急署名」スタート集会

～権力私物化・憲法無視・国会軽視のアベ政治にピリオドを～

モリカケ問題に続き、「桜を見る会」問題に至る安倍首相の権力私物化。ウソ・隠蔽の上塗り。カジノ誘致にかかわる汚職議員の逮捕。一触即発・緊張する中東への自衛隊派遣。政治責任を大きく問われる中安倍首相は自分の任期中に改憲を実現すると発言してはばかりません。まっとうな政治を取り戻し、アベ 9 条改憲阻止のために 2020 年、新たな取り組みのスタートです。

日時：1 月 31 日（金）18:15～20:00

会場：エルソーラ研修室 アエル 28 階

講演：高田健さん(安倍 9 条改憲 NO！全国市民アクション)

演題：「3000 万人署名」総括と「改憲発議に反対する全国緊急署名」の意義

運動提起：板垣乙未生(県民運動連絡会みやぎ事務局長)

主催：3000 万人署名推進センターみやぎ

連絡先：080-8206-3511

1 月の「19 日行動」

19 日行動は 2015 年 9 月 19 日に 9 条に違反する「安保法制強行採決」したことを忘れず、「安保法制廃棄」を求めて毎月行っている運動です。

●仙台市

1 月 19 日（日）12:00～13:00 場所：仙台市中央通東二番丁 平和ビル前。

●石巻市

1 月 19 日（日）15:00～16:00 場所：石巻工業高校前・蛇田交差点

●涌谷町

1 月 20 日（月）13:00～13:30 場所：涌谷公民館前交差点

（終了後、公民館で「憲法 Café」を開催しますが、土日に当たる場合は第 3 月曜日）

●小牛田

1 月 19 日（日）13:00～13:30 場所：国道 108 号山の神神社前交差点

●気仙沼市

1 月 19 日（日）16:00～17:00 場所：ホームック前

宮城県内九条の会連絡会の街頭宣伝は毎週火曜日

場所：仙台市中央通東二番丁 平和ビル前。

時間：12 時から 13 時まで。

実施日：1 月は 21 日、28 日に実施します。2 月は 4 日、18 日、25 日です。

2 月 11 日は国際センターでの「2.11 信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会」のためにお休みします。集会にご参加ください。

2 月 3 日は澤地久枝さんの提唱「アベ政治を許さない！」Day！！

- ・ 午後 1 時キッカリに「アベ政治を許さない！」ポスターを掲げましょう。

●名取市 ヤマザワ前道路交差点

●涌谷町 涌谷公民館前交差点

●宮城野区 坂下交差点

【これからの県内催事情報】

「桜を見る会」を追求する県民の会・宮城キックオフ街宣

「桜を見る会」。これはもう、「問題」ではなく「事件」です。あまりにもずさんなこの事件を放置しては日本は無法国家になり、そして民主主義が崩壊します。検事総長と警視総監あての署名で事件の徹底究明を求めます。

日時：1月19日（日）11:00～12:00 16:00～18:00

会場：仙台市中央通東二番丁 平和ビル前。

主催：「桜を見る会」を追求する県民の会・宮城（小野寺義象「桜を見る会」を追求する弁護士会の会・宮城共同代表）、

戦争を語り継ぐ上映会（1月）

「日本の悲劇」

過去のニュース映像を再編集したドキュメンタリー映画。支那事変から太平洋戦争にいたるプロセスを日本の支配階級の海外市場支配のための「侵略」と断じて「戦争犯罪人」たちを告発している。終戦翌年に製作されたが、公開後1週間で上映禁止処分となり、フィルムを占領軍に没収された。（監督：亀井文夫、1946年、42分。）

＝同時上映＝「隠された日本兵のトラウマ～精神障害兵士8000人の記録～」

日中戦争から太平洋戦争の時代、精神障害兵士が送られた国府台陸軍病院。密かに保管された約8000人の「病床日誌」から、日本兵の戦時トラウマの全貌が明らかになった。戦場の衝撃に加え、精神主義による制裁や住民への加害の罪悪感が発病要因につながったことが判明した。発病地の多い中国河北省で治安戦の実態を取材。戦後も社会復帰を阻まれた兵士の姿を追跡する。（2018年放送、58分）

日時：1月21日（火）13:00～15:00（参加費：無料）

会場：泉病院友の会ホール（泉区長命ヶ丘2-1-1）

主催：泉病院友の会平和の委員会、

問合せ先：泉病院友の会 378-3883

2020年第1回憲法学校

「桜を見る会」は法律問題である

桜を見る会問題は「もり・かけ」等のお友達政治・忖度政治の問題にとどまらず、法律上の様々をはらんでいる点でこれまでとは決定的に異なります。法律上どのような問題があるのか皆さんとご一緒に考えて行きましょう。

日時：1月21日（火）18:15～（開場 18:00）

会場：AER（アエル） 6階セミナールーム2（A）

講師：小野寺義象さん（弁護士、仙台弁護士会憲法委員会委員長、自由法曹団宮城県支部支部長、宮城憲法会議幹事長）

申込不要、どなたでも参加できます。（資料代 300 円）

主催：宮城憲法会議

問合せ先：一番町法律事務所（小田）TEL022-262-1901

2019 年度高校生公開授業

授業テーマ「サル化する人間社会～ゴリラから学ぶこと～」

霊長類学・ゴリラ研究の第一人者山極寿一（京大総長）が杜の都にやってくる！高校生大募集。

日時：2020年1月25日（土）13:30～16:30

会場：東北大学文科系総合研究棟 206 教室（仙台市青葉区川内 27-1 川内南キャンパス）

参加費：無料

募集定員：40人（先着順）

参加申込：下記主催者までご連絡ください。

主催：（一財）宮城教育会館 みやぎ教育文化研究センター

連絡先：TEL 022-301-2403 FAX 022-290-4026

吉野作造生誕 142 年、吉野作造記念館開館 25 周年生誕イベント記念講演

「吉野作造と弁論～民本主義と言論の自由を求めて」

日時：2020年1月26日（日）14:00～16:00

講師：氏家 仁（吉野作造記念館館長）

会場：吉野作造記念館研修室

参加費：1月26日、28日、29日は入館料無料（常設展、企画展観覧含む）

参加申込：電話予約必要 0229-23-7100

主催：吉野作造記念館（大崎市古川福沼 1-2-3） 0229-23-7100

おしえてダイゴ先生！

「消費税の疑問にお答えします」

国の財政の立て直し・少子高齢化のための社会保障費財源に充てるとして導入された消費税ですが、いっこうに社会保障は充実されていないのが現状です。一方で消費税増税により恩恵を受けている企業などがあります。なぜ、消費税だけが増税されなければならないのでしょうか？消費税に代わる具体的な財源案についてお話いただきます。

日時：2020年1月30日（土）13:30～15:30

会場：エル・パーク仙台5階セミナーホール1・2

講師：醍醐 聰さん（東京大学名誉教授、「10月消費税10%ストップ！ネットワーク」呼びかけ人）

参加費：無料

参加申込：「1. 30講演会申込」と記入の上、参加人数〇〇名と記入し、団体名または個人名でお申し込みください。FAX または下記メールでお申し込みください。

主催：消費税率引き上げを止めさせるネットワーク宮城

お問い合わせ先：事務局 担当加藤（宮城県生協連気付）

022-276-5162 FAX 022-276-5160

E-mail：sn.m31660hk@todock.coop

野村浩也氏トークライブ

「無意識の植民地主義」を、語る

日本人が沖縄人との連帯を実現していくための一つの方法。同時に日本人が植民地主義をやめ、植民者でなくなるための方法とは。植民地主義に決別しよう。そして平等を実現しよう。

日時：2020年2月1日（土）18:30～

会場：エル・パーク仙台セミナーホール（仙台市青葉区一番町4-11-1）

参加費：800円

出演者：野村浩也さん（広島修道大学人文学部教授）

主催：沖縄に応答する会

お問い合わせ先：080-6027-9450（漆山）

第53回憲法連続市民講座

「憲法改正を論じる前に～市民目線で考える戦争・平和・国のかたち」

日本周辺の安全保障環境が変化しているという見方のもとで進んでいる憲法改正の動きの中で国民として考えるべき国家像・戦争と国民の関わり・自衛隊像について考え、憲法改正問題の本質について一緒に考えましょう。

日時：2020年2月8日（土）14:00～16:00

会場：仙台弁護士会館4階大ホール

講師：柳澤協二さん（NPO国際地政学研究所理事長、自衛隊を活かす会代表、新外交アジアチブ代表、沖縄県「米軍基地問題に関する万国津梁会議」委員長）

主催：仙台弁護士会 共催：日本弁護士連合会、東北弁護士連合会

お問い合わせ先：仙台弁護士会 022-223-1001

どう観る？「日韓問題」

韓国大法院の元徴用工への損害賠償を認めた判決をきっかけとして、半導体製造に使われるフッ化水素など3品目の輸出管理を厳格化した韓国に対する経済制裁、韓国からの対抗措置として軍事情報包括保護協定の終了通告問題等々、日韓関係が急速に悪化しています。市民としてどう考えたらよいだろうか？みんなで考えてみませんか。

日時：2月9日（日）13:30～15:30（開場 13:00）

会場：鶴ヶ谷市民センター第一会議室

話題提供：菅原 壽さん（鶴ヶ谷8丁目在住、当会世話人、元高校教師）

参加費：無料（どなたでも参加できます）

主催：鶴ヶ谷地域九条の会

連絡先：090-8780-8091（篠原）

第46回 2020年 2. 11 信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会講演

「戦後をふり返って、今と向き合う」

なぜ今、日本と韓国は緊張した関係にあるのでしょうか。それを理解するには、東アジアの戦前・戦後の歴史を振り返ることが大切です。今回、それを「国体」との関わりで考えている白井聡さんを招いて皆さんと一緒に考えます。講演会後デモ行進を行います

日時：2月11日（火）13:30～（13:00 開場）

13:10 より苫米地サトロさん・宮城のうたごえによる歌があります。

会場：仙台国際センター会議棟大ホール（地下鉄東西線「国際センター駅」徒歩1分）

講師：白井聡さん（政治学者・京都精華大学教員）

入場：無料

主催：靖国神社国家管理反対宮城県連絡会

◇託児所を設けます。当日、受付にお申し出ください。（無料）

戦争を語り継ぐ上映会（２月）

「 ７３１部隊の真実～人体実験はこうして拡大した～」

戦時中、旧満州でひそかに人体実験を伴う細菌兵器の開発を行った７３１部隊。旧ソ連・ハバロフスク裁判の音声記録では、部隊幹部らが、日本に反発した中国や旧ソ連の人々を、実験材料としていた実態を克明に語っていた。

７３１部隊はどのようにして設立されたのか。人体実験はどう拡大していったのか。そして米ソの対立の中で、７３１部隊の歴史はどう封じ込まれてきたのか。音声記録と数百点の資料から迫る。（２０１７年放送、９８分）

日時：２月１８日（火）13:00～15:00（参加費：無料）

会場：泉病院友の会ホール（泉区長命ヶ丘２－１－１）

主催：泉病院友の会平和の委員会、

問合せ先：泉病院友の会 378-3883

宮城県原水協 ２０２０年講演会

「世界は核兵器廃絶に向かっている」

２０２０年は被爆７５年。ＮＰＴ（核不拡散条約）発効５０年。また、５年に一度行われるＮＰＴ再検討会議に合わせて、初めて日本以外の国、アメリカのニューヨークで原水爆禁止世界大会が行われる年。国際署名の国連総会への最終提出の年です。核兵器廃絶運動にとってたいへん重要な年になります。

日時：２月２２日（土）13:30～

会場：東京エレクトロンホール宮城（県民会館）４０１会議室

講師：土田弥生さん（日本原水協 事務局次長・国際部）

資料代：３００円

主催・問合せ：宮城県原水爆禁止協議会 TEL・FAX 022-263-6650

【九条の会等の活動報告】

「成人おめでとう！未来は君たちの手に！頼むね♡」パンフ

新成人向けパンフ 3000 部配布しました。

1月12日(日)地下鉄富沢駅の前でカメイアリーナ仙台(仙台市体育館)で行われる成人式に参加する新成人向けに宮城県内9条の会連絡会と太白区9条の会連絡会、新日本の婦人の会のメンバーが協力して「成人おめでとう！未来は君たちの手に！頼むね♡」パンフを配布しました。16人参加して2000部、ほぼ予定通りの配布数でした。

パンフレットは若者向けに分り易く、クイズや9条の英文も入って若者の関心を引き付けられる編集になっています。スクエアテッシュにチラシを挟みこんで配布しました。

このパンフは名取市や多賀城市で行われた成人式でもそれぞれの地域の9条の会の皆さんの手により配布されました。



憲法改定には国民投票が必要

国会の衆参両院の3分の2の賛成で、憲法改正の「発議」が行われます。
これが国民投票にかけられます。
そのルールは「国民投票法」に定められています。
でも、この内容にはまだまだ、問題点が指摘されていますが、国会での協議は進んでいます。
例えば、最低投票率の定めがないため、どこまで民意が反映されるのか不明です。
コマーシャル規制もないため、財力のある側が圧倒的に有利です。
発議後60日から180日以内に国民投票を行うと定められていますが、こんな短い期間で国民の理解が進むのでしょうか。

日本国憲法 第九条

日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

Chapter II. Renunciation of war
article 9.
Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.
In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

**成人おめでとう！
未来は君たちの手に！
頼むね♡**

憲法って？

日本国憲法を読んでみませんか？

選挙権は満18歳以上の誰でも持つものです。
選挙で選ばれた議員は、憲法に基づいて法律や条例を定め、内閣や知事、市長はこれに従って行政にあたります。
とても大切な憲法が、あなたに身近なものとなることを願って、このリーフをお届けします。
ぜひ、読んでみてください。

発行：宮城県内9条の会連絡会
仙台市青葉区地本1-2-45
フォレスト仙台5F TEL 022-728-8812
(2020年1月)